鹿屋市水道事業及び下水道事業電子署名規程

（趣旨）

第１条　この規程は、鹿屋市水道事業及び下水道事業の電子署名について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において使用する用語の意義は、鹿屋市電子署名規程（平成18年鹿屋市訓令第13号。以下「電子署名規程」という。）で使用する用語の例による。

（電子署名を行う文書の発信者名）

第３条　総合行政ネットワーク文書は、市長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第８条第２項の規定に基づき管理者の権限を行う地方公共団体の長をいう。）の職名の電子署名（電子署名規程第３条第１号に規定する鍵情報格納カードの利用に限る。）を付して発信するものとする。

（カード管理者）

第４条　電子署名規程に定めるカード管理者は、別表のとおりとする。

（準用）

第５条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、電子署名規程の規定を準用する。

附　則

この規程は、令和８年９月１日から施行する。

別表（第４条関係）

電子署名に用いる職名	区分	カード管理者
市長	水道事業	業務課長
市長	下水道事業	下水道課長